

青森県を 核のゴミ最終処分地に

させない!!



子どもたちに残したい愛するふるさと

青 森県は今、縄文遺跡群を世界文化遺産に登録し、今後の青森県の発展に役立てようとしています。美しく豊かな自然環境と食や社会的資源にも恵まれ、魅力あふれる祭りや文化、更に発展する大きな可能性を持っています。子どもたちに愛する「ふるさと青森」を自信と誇りをもって引き継ぐことが、私たちの責任と使命です。

核のゴミ捨て場を増やすつもり?

青 森県には、原発で発生した**低レベル放射性廃棄物**の日本で唯一の最終処分場が既にあり、最終処分場の決まらない**高レベル放射性廃棄物**（ガラス固化体）の一時貯蔵施設もあります。そのうえ、再処理工場から大量のガラス固化体がつくられます。このままでは、青森県が核のゴミ捨て場にされてしまいます。

QR ネット署名専用



多くの皆さまの署名・入会をお願いします。

■発行：「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会

●事務局・連絡先：〒039-1166 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

核燃料サイクル阻止一万人訴訟原告団事務局 / TEL&FAX：0178-47-2321

✉1man-genkoku@mw ●公式ホームページ・<http://kenminnokai.s1010.xrea.com>



再処理・原発・核のゴミ

負の遺産は増やさない!!

六ヶ所村に、1995年4月26日、30年～50年の一時貯蔵の約束で、フランスからガラス固化体がはじめて搬入され、その後、イギリスからも搬入されました。また、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験操業中にもつぐられ、今後、同工場が予定されている40年間操業期間中につぐられるガラス固化体は、約4万本となります。最終処分場では、その危ないガラス固化体を、地下300mより深い地層にトンネルをつくって埋設します。これは、約10万年も人間生活と隔離しなければならない負の遺産であり、子どもたちに残してはなりません。

青森県を最終処分地にしない条例を!

知事は今も、「国から青森県を最終処分地にしないとの確約文書をもらい」・「事業者との安全協定で青森県での一時貯蔵期間を30年から50年と決められている」ので、県で条例を制定する必要はないと主張しています。しかし、初搬入からすでに25年が過ぎました。約束の折り返し時期を過ぎても、最終処分の候補地すら決まっていません。最終処分場設置まで30年必要にもかかわらず、残り25年では搬出に間に合わなくなります。このままでは、なし崩し的に青森県が最終処分地とされかねず、これまで以上に強い姿勢で国と対応するには、県民の総意として青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを、北海道などのように県民にわかりやすく、法的根拠のある県条例を制定する必要があります。

国はやるべきことをやっていない!

最終処分場を、他自治体につくれば解決するというものではありません。まず、国は使用済燃料やガラス固化体などの核のゴミをこれ以上増やさない政治的決定をすべきです。そのうえで、それまでにつくられた核のゴミは電力会社の責任で、安全に管理する。国は、安全確保の法令などを整備し、操業までのスケジュールや施設内容などを情報公開する。さらに、国民的議論を尽くし、民主的手続きによって国民の合意を得たうえで、処分方法と処分地を決めるべきです。国は、なすべきことをまだやっていない。

高レベル放射性廃棄物が入った輸送容器を載せて、むつ小川原港から約7キロ離れた貯蔵施設まで輸送するトレーラー。「究極の核のゴミ」といわれるこの廃棄物は、写真の輸送容器1つだけでヒロシマ型原爆の約1千倍の放射能を含み、高熱を発する。雨に打たれ、湯煙を上げていた。(1995年4月)

◆撮影&文：写真家・映画監督 島田 恵氏
同氏の写真集「六ヶ所村・核燃基地のある村と人々」(高文研)より

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会共同代表

浅石紘爾：核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団代表

阿部一久：青森県平和推進労働組合会議議長／奥村 榮：青森県労働組合総連合議長

古村一雄：核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表／平野了三：青森県生活協同組合連合会理事長